

# 清水町議会総務文教常任委員会 所管事務調査資料

## ・ふるさと納税について

ふるさと納税制度	1
町のふるさと納税の規定	3
寄附実績	4
ふるさと納税の波及効果	8
企業版ふるさと納税制度	20

### 【別添資料】

- ・平成27年度清水町いきいきふるさとづくり寄附報告書
- ・北海道清水町ふるさと納税パンフレット
- ・清水町ふるさと応援会員パンフレット
- ・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）活用の手引き
- ・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の対象事業の決定（平成28年度第1回）について

平成28年 8 月 22 日

清 水 町

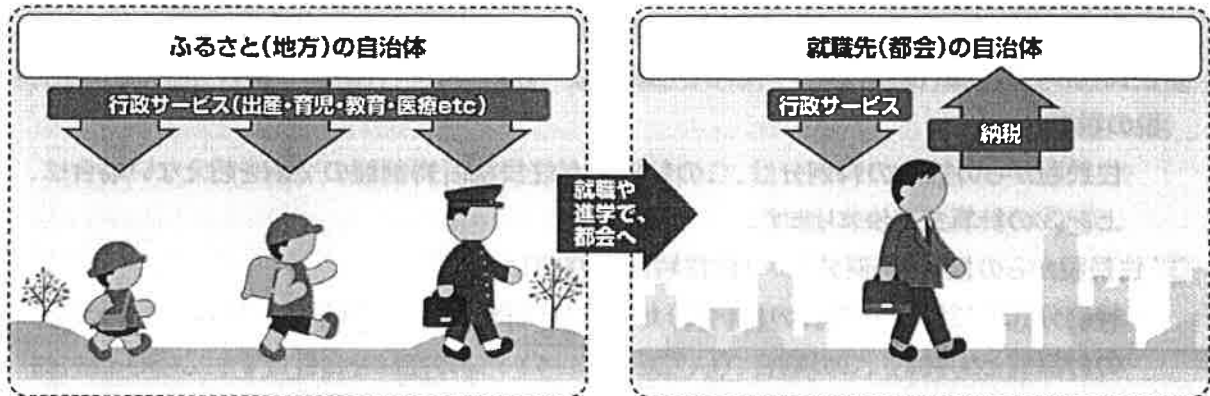
## 【ふるさとと納税制度】

### よくわかる！ふるさとと納税

#### ■ そもそも何のためにつくられた制度なの？

多くの方が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っています。

その結果、都会の自治体は税収を得ますが、自分が生まれ育った故郷の自治体には税収が入りません。

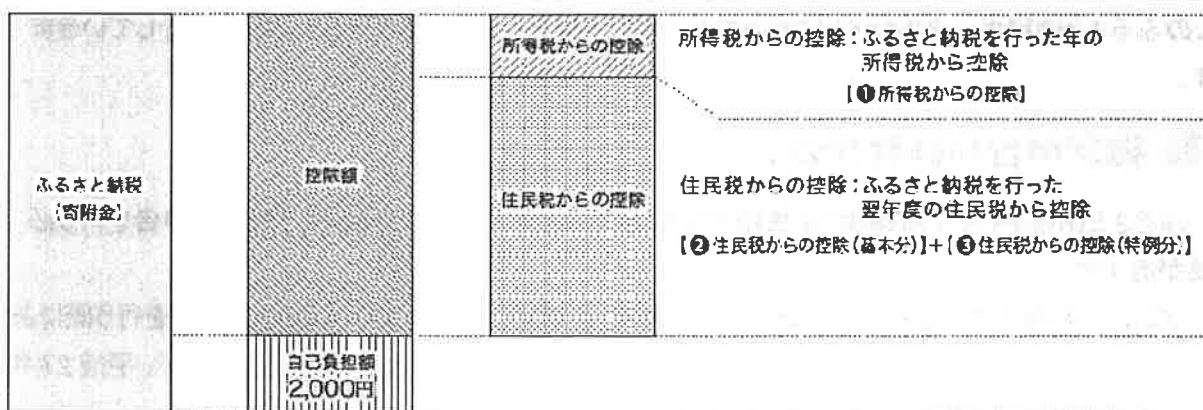


そこで、「今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思で、いくらでも納税できる制度があっても良いのではないか」(出典:「ふるさと納税研究会」報告書)、そんな問題提起から始まり、数多くの議論や検討を経て生まれたのがふるさと納税制度です。

#### ■ ふるさと納税って何？

「納税」という言葉がついているふるさと納税。実際には、都道府県、市区町村への「寄附」です。一般的に自治体に寄附をした場合には、確定申告を行うことで、その寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除されます。ですが、ふるさと納税では自己負担額の 2,000 円を除いた全額が控除の対象となります。

#### 控除額の計算



$$\text{① 所得税からの控除} = (\text{ふるさと納税額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{「所得税の税率」}$$

所得税からの控除額は、上記①の計算式で決まります。

なお、控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の40%が上限です。  
※平成49年中の寄附までは、所得税の税率は復興特別所得税の税率を加えた率となります。  
※所得税の税率は、課税所得の増加に応じて高くなるように設定されており、その納税者に適用される税率を用います。

住民税からの控除には「基本分」と「特例分」があり、それぞれ以下のように決まります。

②住民税からの控除(基本分) = (ふるさと納税額 - 2,000円) × 10%

住民税からの控除の基本分は、上記②の計算式で決まります。

なお、控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の30%が上限です。

③住民税からの控除(特例分) = (ふるさと納税額 - 2,000円) × (100% - 10%(基本分) - 所得税の税率)

住民税からの控除の特例分は、この特例分が住民税所得割額の2割を超えない場合は、上記③の計算式で決まります。

③' 住民税からの控除(特例分) = (住民税所得割額) × 20%

特例分(③で計算した場合の特例分)が住民税所得割額の2割を超える場合は、上記③'の計算式となります。この場合、①、②及び③'の3つの控除を合計しても(ふるさと納税額 - 2,000円)の全額が控除されず、実質負担額は2,000円を超えます。

全額控除される寄附金額には、収入や家族構成等に応じて一定の上限がありますので、ご確認ください。

## ■ ふるさと納税をする自治体はどうやって選ぶの？

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されました。

自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体にでもふるさと納税を行うことができますので、それぞれの自治体がホームページ等で公開している、ふるさと納税に対する考え方や、集まった寄附金の使い道等を見た上で、応援したい自治体を選んでください。

特に寄附金の使い道については、ふるさと納税を行った本人が用途を選択できるようになっている自治体もあります。

このふるさと納税ポータルサイトにおいても、今後、各自治体の取組について随時紹介していきます。

## ■ 確定申告が必要なの？

ふるさと納税を行い、所得税・住民税から控除を受けるためには、原則として確定申告を行う必要があります。

なお、本来確定申告を行う必要がなかった給与所得者等については、ふるさと納税を行う際にあらかじめ申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が、平成27年の4月から始まりました。

ただし、適用を受けられるのは、ふるさと納税を行う自治体の数が5団体以内である場合に限られます。

## 【町のふるさと納税の規定】

### ○清水町いきいきふるさとづくり寄附条例

平成20年10月6日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、本町の特色ある事業の推進に寄附者の意向を反映し、寄附金を財源として、個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(寄附金の使途指定等)

第2条 寄附者は、自らの寄附金の使途について、次の各号のうちからあらかじめ指定することができる。

- (1) 第九のまちづくり事業
- (2) アイスホッケーのまちづくり事業
- (3) 次代を担う子どもたちの健全育成事業
- (4) 森と水・景観の保全事業
- (5) 花で彩るまちづくり事業

2 寄附金のうち前項の指定がないものについては、まちづくりの課題に応じて、町長が前項の寄附金の使途に係る指定を行うものとする。

(基金の設置)

第3条 寄附者から收受した寄附金を適正に管理運営するため、清水町いきいきふるさとづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の処分)

第7条 基金は、第2条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

### 清水町いきいきふるさとづくり寄附条例施行規則

(使途選定委員会の設置)

第4条 町長は、条例第7条に規定する基金の処分を行う場合、使途選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の意見を徴した上で、決定するものとする。

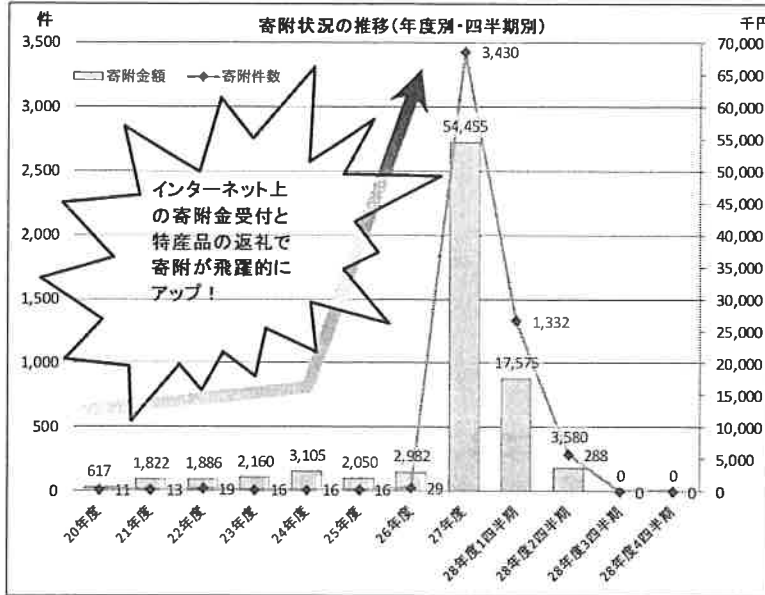
2 委員会は、委員長、委員をもって組織し、委員長には副町長を、委員には総務課長、企画課長、町民生活課長、子育て支援課長、産業振興課長、社会教育課長とし、必要に応じて学識経験者等の意見を聴くことができるものとする。

3 委員会の庶務は、企画課統計企画係において処理する。

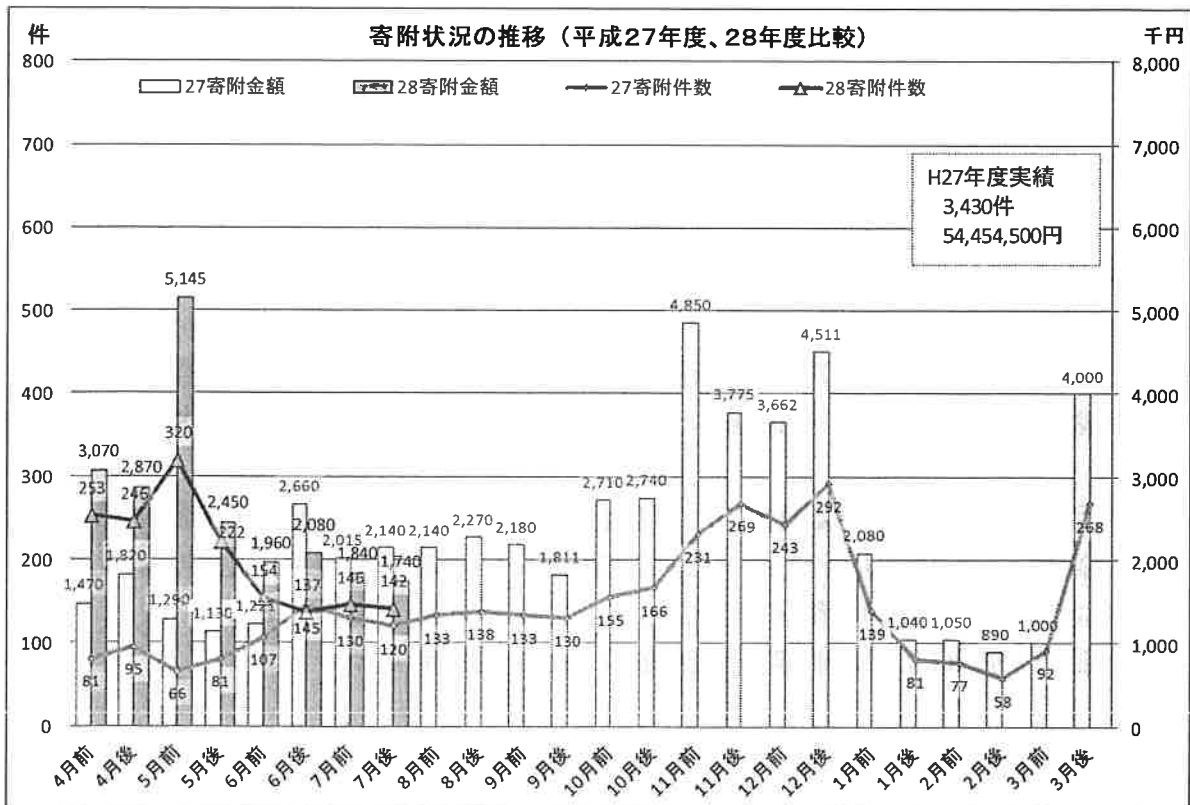
【寄附実績】

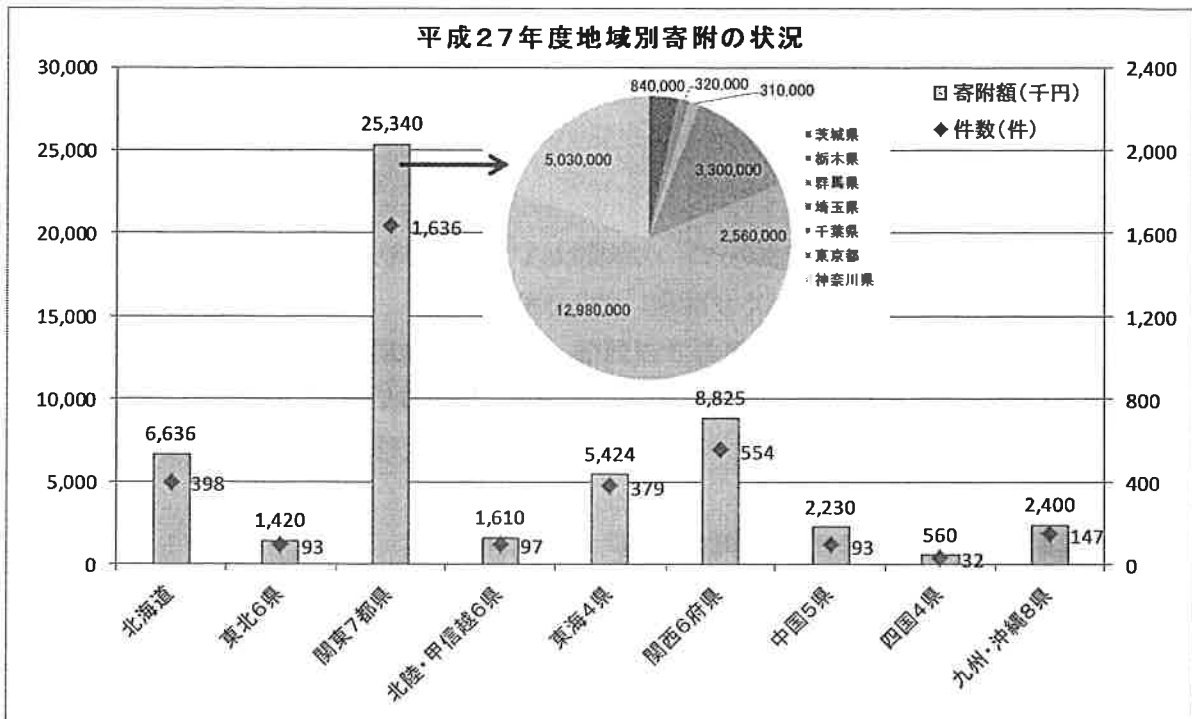
平成25年度 16件 2,050,216円 (128,139円/件)  
 平成26年度 29件 2,982,000円 (102,828円/件)  
 平成27年度 3,430件 54,454,500円 (15,876円/件)

寄附金の推移



寄附単価	寄附件数	寄附金額	
法人	10,000	1	10,000
	10,000	2,751	27,510,000
	10,500	1	10,500
	11,000	2	22,000
	15,000	2	30,000
	20,000	462	9,240,000
	30,000	71	2,130,000
	50,000	48	2,400,000
	100,000	56	5,600,000
	102,000	1	102,000
	150,000	2	300,000
	200,000	31	6,200,000
	300,000	1	300,000
	600,000	1	600,000
		3,430	54,454,500





#### 寄附者に対する特産品送付

まちの魅力を創生し、全国に発信することで、まちのブランド力を高めていく効果的な取り組みと位置付け実施。

特産品は原則として、清水町の「ふるさとブランドとかちしみず」の認証を受けたものを選定し贈呈。

平成26年度(9月29日)より、高額な寄附をいただいた方に1年度に限り1回特産品を贈呈する。(5月15日要綱制定、4月1日適用)

50,000円以上 100,000円未満 5,000円相当の特産品

100,000円以上 10,000円相当の特産品

平成27年度(4月1日)より、10,000円以上の寄附をいただいた方1回につき以下の特産品を贈呈する。

1万円以上 5,000円相当の特産品、2万円以上 10,000円相当の特産品、

3万円以上 15,000円相当の特産品、5万円以上 25,000円相当の特産品、

10万円以上 50,000円相当の特産品、20万円以上 100,000円相当の特産品

寄附の受付を、WEBサイトを利用して行うこととし、クレジット決済も開始。

平成28年7月現在取扱品目 13事業所 40品目

#### 清水町ふるさと応援会員事業

平成22年10月から、1万円以上のふるさと納税寄附者が町内で各種サービスを利用する際に、各事業者が提供する特典を受けられる事業を推進。現在参加事業所は20件。

実際のサービス利用はこれまで10件に満たないが、引き続きふるさと納税をきっかけ

に清水町への来町のメリットをPRし、交流人口増につなげる。

会員特典の有効期間は寄附から1年間。

### 寄附を活用したまちづくり

寄附金を活用して取組んだまちづくり事業は以下のとおり

平成22年度：第九のまちづくり事業 274,000円

平成22年12月5日開催「第7回清水町第九交響曲演奏会」に活用

平成23年度：アイスホッケーのまちづくり事業 2,556,750円

アイスアリーナのトレーニング機器及び貸し出し用具の更新・整備に活用

平成24年度：森と水・景観の保全事業 1,052,800円

開町100年事業において実施した桜並木づくり記念植樹の桜木補植事業に活用

平成26年度：次代を担う子どもたちの健全育成事業 180,000円

しみず赤ちゃん絵本購入事業に活用

平成27年度：アイスホッケーのまちづくり事業 1,026,000円

アイスアリーナ玄関風除室の設置、ルール改正によるライン塗り替え事業に活用

次代を担う子どもたちの健全育成事業 285,000円

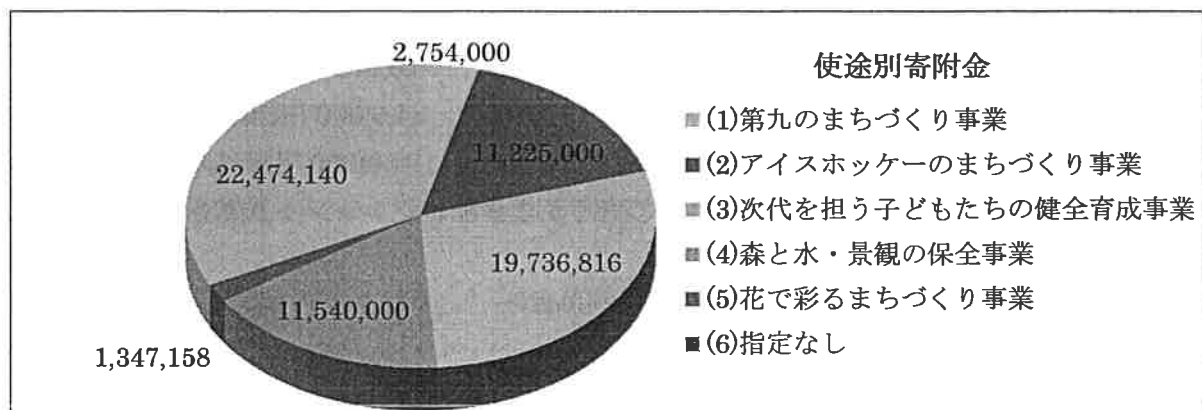
しみず赤ちゃん絵本購入とオリジナル絵本制作事業に活用

第九のまちづくり事業 271,000円

第九のあゆみ展開催事業に活用

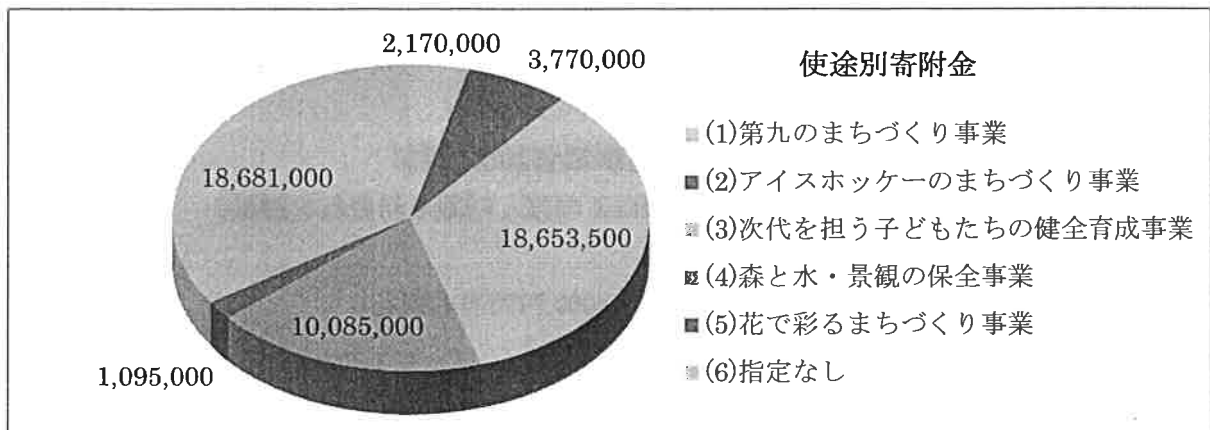
### 現在の使途別寄附金累計（平成28年3月現在）

※ これまで事業に活用した分を含む 総額 69,077,114円



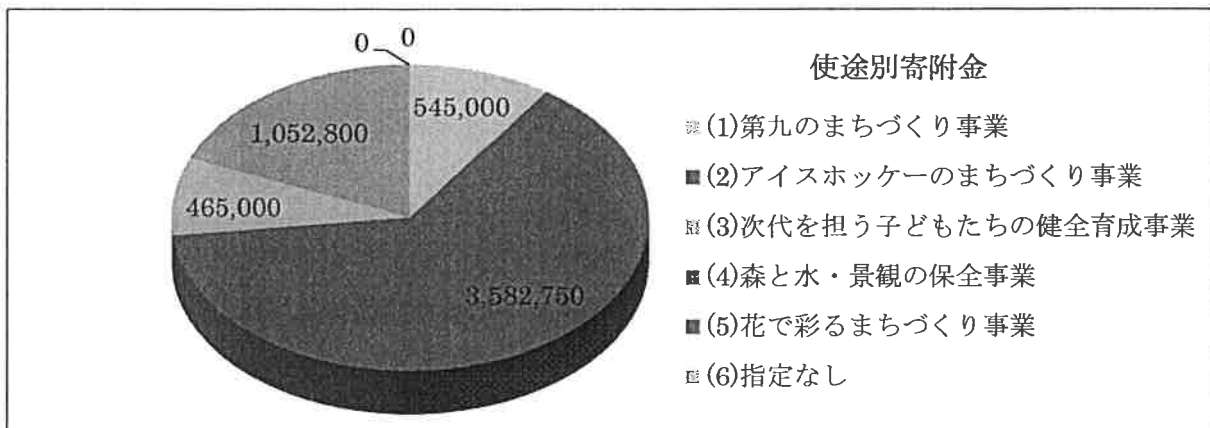
### 現在の使途別寄附金（平成 27 年度収入）

※ 合計 54,454,500 円



### 現在までの事業への基金活用（平成 27 年度実施分まで）

※ 合計 5,645,550 円





### 【ふるさと納税の波及効果】

清水町いきいきふるさとづくり寄附推進事業で取り組んでいる、寄附者に対する返礼品贈呈は、寄附金獲得の推進効果だけでなく、町の特産品を全国の方に発信する機会につながり、新たな特産品の開発も膨らんでいます。

#### 清水町いきいきふるさとづくり寄附推進事業参加の推移

平成 26 年度 5 万円以上の寄附者を対象に 1 年度 1 回限り特産品を贈呈。

参加 7 事業所 11 品目

1) 寄付金額 5 万円以上 10 万円未満に 5,000 円相当の返礼

- ①あすなろ乳製品ギフトセット
- ②トラウトサーモンとゆでとうもろこし
- ③牛とろお楽しみセット
- ④北海道十勝熟成黒にんにく
- ⑤十勝若牛詰合せ 1
- ⑥鳥せい本店の若どり炭火焼き、から揚げセット
- ⑦選べる十勝清水ふるさとセット【常温便】
- ⑧選べる十勝清水ふるさとセット【クール便】

2) 寄付金額 10 万円以上に 10,000 円相当の返礼

- ①十勝若牛詰合せ 2
- ②トラウトサーモンと有機農産物加工品
- ③鳥せい本店の若どり炭火焼き、から揚げセット (S)

平成 27 年 4 月から 1 万円以上の寄附者を対象に寄附の都度特産品を贈呈。

参加 8 事業所 16 品目

1) 寄付金額 1 万円以上 2 万円未満に 5,000 円相当の返礼

- ①あすなろ乳製品ギフトセット
- ②トラウトサーモンとゆでとうもろこし
- ③牛とろお楽しみセット
- ④北海道十勝熟成黒にんにく
- ⑤十勝若牛詰合せ 1
- ⑥鳥せい本店の若どり炭火焼き、から揚げセット
- ⑦選べる十勝清水ふるさとセット【常温便】
- ⑧選べる十勝清水ふるさとセット【クール便】
- ⑨豚井名人&からまる味な名人 (6 本セット) たれ

2) 寄付金額 2 万円以上 3 万円未満に 10,000 円相当の返礼

- ①十勝若牛詰合せ 2
- ②トラウトサーモンと有機農産物加工品
- ③鳥せい本店の若どり炭火焼き、から揚げセット (S)

3) 寄付金額 3 万円以上 5 万円未満に 15,000 円相当の返礼

- ①十勝若牛詰合せ 3
- 4) 寄付金額 5 万円以上 10 万円未満に 25,000 円相当の返礼
  - ①十勝若牛詰合せ 4
- 5) 寄付金額 10 万円以上 20 万円未満に 50,000 円相当の返礼
  - ①十勝若牛詰合せ 5
- 6) 寄付金額 20 万円以上に 100,000 円相当の返礼
  - ①十勝若牛詰合せ 6

平成 27 年 7 月から ふるさとブランドとかちしみずの新規認証により品目追加  
追加参加 2 事業所 7 品目 (実質 3 品目)

- 1) 寄付金額 1 万円以上 2 万円未満に 5,000 円相当の返礼
  - ⑩人舞牛セット A
- 2) 寄付金額 2 万円以上 3 万円未満に 10,000 円相当の返礼
  - ④まるごと十勝豚井セット (スペシャルセット)
  - ⑤人舞牛セット B
- 3) 寄付金額 3 万円以上 5 万円未満に 15,000 円相当の返礼
  - ②人舞牛セット C
- 4) 寄付金額 5 万円以上 10 万円未満に 25,000 円相当の返礼
  - ②人舞牛セット D
- 5) 寄付金額 10 万円以上 20 万円未満に 50,000 円相当の返礼
  - ②人舞牛セット E
- 6) 寄付金額 20 万円以上に 100,000 円相当の返礼
  - ②人舞牛セット F

平成 28 年 1 月から ふるさとブランドとかちしみずの新規認証により品目追加  
追加参加 3 事業所 9 品目

- 1) 寄付金額 1 万円以上 2 万円未満に 5,000 円相当の返礼
  - ⑪十勝ブラウンスイス サーロイン&スモークドビーフセット
  - ⑫十勝千年の森ナチュラルチーズセット
  - ⑬十勝千年の森ナチュラルチーズ・ヤギチーズセット
  - ⑭佐藤さんちの神居牛 (なべ用)
  - ⑮佐藤さんちの神居牛 (焼肉用)
- 2) 寄付金額 2 万円以上 3 万円未満に 10,000 円相当の返礼
  - ⑥十勝ブラウンスイス プレミアムステーキセット
  - ⑦十勝千年の森ナチュラルチーズ・ヤギチーズ充実セット
  - ⑧佐藤さんちの神居牛 (すき焼き用)
  - ⑨佐藤さんちの神居牛 (ステーキ用)

平成 28 年 4 月から 参加事業所取りまとめにより品目追加

追加参加 6 事業所 10 品目

1) 寄付金額 1 万円以上 2 万円未満に 5,000 円相当の返礼

- ⑯トラウトサーモンと有機農産物パウダー
- ⑰アスパラガス グリーン 2 kg !
- ⑱十勝清水牛玉井ギフトセット
- ⑲十勝ブラウンスイス 無添加コンビーフ 6 缶セット
- ⑳神居牛ローストビーフ
- ㉑佐藤さんちの神居牛 (徳用焼肉)
- ㉒生ラムしゃぶしゃぶセット
- ㉓焼肉用ラム肉

2) 寄付金額 2 万円以上 3 万円未満に 10,000 円相当の返礼

- ⑩山の魚と有機農産物加工品

3) 寄付金額 3 万円以上 5 万円未満に 15,000 円相当の返礼

- ③佐藤さんちの神居牛 (ロース肉ペアセット)

平成 28 年 7 月から ふるさとブランドとかちしみずの新規認証により品目追加

追加参加 2 事業所 2 品目

1) 寄付金額 1 万円以上 2 万円未満に 5,000 円相当の返礼

- ㉔とかち清水町産の北海地鶏カレー&北海地鶏キーマカレー
- ㉕十勝アルプス牧場 ふるさとアイスセット

平成 27 年度 返礼品発送件数 2,991 件

(分割発送は寄附件数換算 例: 1 件の寄附で 4 回発送の場合に 3 回発送済みは 0.75 件)

返礼品発送費用 28,783,530 円 (うち送料を除く品代 24,655,000 円)

平成 26 年度 222,841 円

○清水町いきいきふるさとづくり寄附推進事業実施要綱

平成26年5月15日清水町告示第46号

改正

平成27年3月11日清水町告示第14号

清水町いきいきふるさとづくり寄附推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、清水町いきいきふるさとづくり寄附条例（平成20年清水町条例第24号。以下「条例」という。）及び清水町いきいきふるさとづくり寄附条例施行規則（平成20年清水町規則第35号。以下「規則」という。）に基づく寄附の推進を図るとともに、清水町（以下「町」という。）の特産品の魅力を発信して地域経済の活性化に寄与することを目的として、寄附者に特産品を贈呈する清水町いきいきふるさとづくり寄附推進事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特産品の贈呈)

第2条 町長は、条例及び規則に基づき町に対して寄附をした町外在住の個人の寄附者に対し、1回につき、別表に掲げる区分に定める特産品（消費税及び地方消費税を含む。）を贈呈するものとする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

寄附金額	特産品	町の負担額（税込）
1万円以上	5,000円相当の品	5,000円
2万円以上	10,000円相当の品	10,000円
3万円以上	15,000円相当の品	15,000円
5万円以上	25,000円相当の品	25,000円
10万円以上	50,000円相当の品	50,000円
20万円以上	100,000円相当の品	100,000円

○清水町いきいきふるさとづくり寄附推進事業事務取扱要領

平成 26 年 5 月 15 日 制定

改正

平成 27 年 3 月 11 日 改正

平成 28 年 2 月 8 日 改正

清水町いきいきふるさとづくり寄附推進事業事務取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、清水町いきいきふるさとづくり寄附推進事業実施要綱（平成 26 年 5 月 15 日清水町告示第 46 号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、清水町いきいきふるさとづくり寄附推進事業（以下「事業」という。）における寄附者への特産品の贈呈に係る事務の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において使用する用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと寄附 要綱第 2 条による寄附をいう。
- (2) 特産品 原則として「ふるさとブランドとかちしみず」の認証を受けているもの及び町長が特産品として特に認めたものをいう。
- (3) 参加事業者 前号の特産品の提供を行う事業者のうち、この要領の規定に基づき事業への参加を申込み、町長の承認を受けた者をいう。

(参加事業者の登録)

第 3 条 参加事業者は、次のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 清水町内に事業所（工場等を含む。）を有する法人又は個人である事業者。
- (2) 町税及びその他町に対する債務の履行に遅滞のない事業者。
- (3) 清水町暴力団排除条例（平成 24 年清水町条例第 23 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者に該当しない事業者。

2 参加事業者の登録をしようとする者は、清水町いきいきふるさとづくり寄附推進事業参加申込書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて申込みをしなければならない。

- (1) 特産品の紹介文書及び写真（画像データ）
- (2) その他町長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、町長が認めた場合には、添付書類の一部を省略することができる。

4 第 2 項の申込みにあたり、特産品を寄附者への送付までに一定期間を要するもの、又は季節限定など送付の時期が限られるものである場合は、申込書にその旨を記載しなければならない。

5 町長は、前項の参加申込みのあった場合において、その内容を審査し、参加事業登録承認の可否を決定する。

6 町長は、前項の規定による結果を、清水町いきいきふるさとづくり寄附推進事業登録承認（不承認）通知書（様式第2号）により参加申込みをした者に通知する。

7 参加事業者が前項による承認を受けることができる特産品は、要綱別表（第2関係）に定める特産品の5,000円相当の品については4点まで、それ以外の金額相当の品については、それぞれ2点までを限度とする。

（承認の取消し）

第4条 町長は、次の各号に該当する場合、承認を取消することができるものとする。

（1）参加事業者が当該承認の取消しを申し出たとき。

（2）参加事業者又は特産品がこの事業にふさわしくないと認められるとき。

（事業の内容）

第5条 町長は、ふるさと寄附の金額が確定後、ふるさと寄附特産品発注書（様式第3号）により、参加事業者へ通知するものとする。

2 前項の通知を受けた参加事業者は、寄附者に対し、速やかに特産品を送付するものとする。

3 参加事業者は、特産品の送付に際し、社会通念上妥当と認められる範囲において、参加事業者の広告物を同封することができるものとする。

（請求）

第6条 参加事業者は、特産品の送付実績を月毎に取りまとめ、ふるさと寄附特産品送付実績報告書兼請求書（様式第4号）に、寄附者へ送付したことを確認できる書類の写しを添えて、翌月の10日までに、町長に報告するとともに、請求するものとする。ただし、参加事業者からの申し出がある場合は、毎月1日から15日までの送付実績分を当該月の25日までに、16日から月末までの送付実績分を翌月の10日までに分けて、請求を行うことができるものとする。

（支払）

第7条 町長は、前条により請求を受けた参加事業者に対して、特産品1件につき、要綱別表（第2条関係）に定める寄附区分の町の負担額及び寄附者への送付料を支払うものとする。

（参加事業者の義務）

第8条 参加事業者は、特産品について内容の変更、送付の遅延及びその他の問題等が発生した場合は、速やかに町長へ報告するものとする。

2 特産品について寄附者から苦情等があった場合には、参加事業者の責任において適正に処理するものとする。

（委託等の禁止）

第9条 参加事業者は、この事業の実施を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

2 参加事業者は、この事業実施に係る権利及び義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。

(個人情報の取扱)

第10条 参加事業者は、参加事業者として知り得た個人情報を厳重に取り扱うとともに、特産品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。参加事業者でなくなった後においても同様とする。ただし、特産品の送付時に同封した広告物により、寄附者から商品の申込み等で入手した個人情報の取扱いについては、この限りではない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成26年5月15日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

2 平成26年度においては、第3条第8項の規定にかかわらず承認の有効期限を平成27年3月31日とする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、改正前の清水町いきいきふるさとづくり寄附推進事業事務取扱要領第3条の規定により参加事業者の登録を受けた者は、改正後の清水町いきいきふるさとづくり寄附推進事業事務取扱要領第3条の規定により参加事業者の登録を受けた者とみなす。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。





年 月 日

様

清水町長

清水町いきいきふるさとづくり寄附推進事業登録承認（不承認）通知書

年度清水町いきいきふるさとづくり寄附推進事業への参加事業者として、次のとおり決定しましたので、通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
事業者名		
設定金額		
特産品名	登録番号	
備考		

ふるさと寄附特産品発注書

年 月 日

様

清水町長

いきいきふるさとづくり寄附推進事業による特産品を次のとおり発注します。

登録番号		特産品名	
送 付 先	住 所		
	氏 名		
	連 絡 先		
備 考			

様式第4号

ふるさと寄附特産品送付実績報告書兼請求書

年 月 日

清水町長 様

申込者

住 所

事業者名

代表者名

電話番号

印

年 月分清水町いきいきふるさとづくり寄附推進事業として、次のとおり実績を報告し、その金額を請求します。

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

送付先番号	特産品名	金額	送付料	合計金額
1				
2				
3				
4				
5				

No.	送付先氏名	登録番号・特産品名	送付年月日	備考
1				
2				
3				
4				
5				

※ 件数が5件を超える場合は、行数を適宜増やしてください。

振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第4号（-1）

送付先 番 号	送付先氏名	登録番号・特産品名	送付年月日	金 額	送付料	合計金額	備 考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							

## 【企業版ふるさと納税】

平成28年度、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附に係る課税の特例（地方創生応援税制（企業版ふるさと納税））として創設

### まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（内閣府）

#### ① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方創生の取組をさらに加速化させていくためには、地方公共団体が民間資金も活用して地方版総合戦略に基づく事業を積極的に実施していく必要があるため、地方公共団体が行う地方創生事業に対する法人の寄附を促す制度を創設。

本制度は、法人が認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った場合に、当該法人に対する課税の特例措置を設けるもの。

#### ② 認定申請を行う主体

以下の要件に該当する団体を除き、都道府県又は市町村が単独で申請することが可能。

A) 都道府県 地方交付税の不交付団体であること

B) 市町村 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域（※）とされていること

（※）首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯、近畿圏整備法で定める既成都市区域等

#### ③ 対象となる事業

（1） 地方版総合戦略に位置付けられた事業であって、法人から寄附を受け、実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））の設定、評価方法（PDCA サイクル）の整備により効率的かつ効果的に実施される事業が対象。

（2） 基金への積立てに係る取扱い

基金への積立てに充てる寄附については、原則として地方創生応援税制の対象外とする。ただし、下記のi～iiiの要件を備える基金であって、かつ、地方公共団体がiv～xの運営管理を行うものへの積立てに充てる寄附については、本税制の対象となる。

##### 【基金の要件】

i 地方公共団体が設置する基金であって、取り崩し型のものであること。

ii 当該基金の設置根拠となる条例において、その目的が事業単位で特定のもののみに限定されることが明確に定められているものであること。

iii 基金に積み立てる時点において、後年度の支出見込み額が積算できるものであること。

##### 【運営管理】

iv iiiにより見込まれる支出額を超える額の積立てを行わないこと。

v 各年度において、基金への積立て額のうち、寄附を充てる分の割合を5割以下とすること。

- vi 基金から事業への支出実績が出てきた段階で、積立て額に対して実際の支出額が少ないことが判明した場合には、以降に新たに積み立てる額を、実績に応じた額に引き下げること。
- vii 各年度に積み立てた寄附について、基金から事業への支出が完了するまで、毎年度、当該年度の支出見込み額、当該年度の支出額、支出総額、寄附の累積総額、基金残額を国へ報告すること。
- viii viiの報告の結果、事業への支出を開始した年度以降において、支出額の実績が伸び悩み、事業の終了時に支出総額が寄附の累積総額を下回る恐れがあると判断される場合は、事業の内容について国が行う助言・指導に従い、翌年度以降の支出額が改善するようにすること。
- ix viiiの助言・指導が行われた年度の翌年度以降、2年度を経て、なお改善が見られない場合は、改善が見られないと判断された年度の翌年度以降の認定を取り消されることを予め承知すること。併せて、既に積立てられた寄附分が適切に支出されるまで事業を継続すること。
- x viiの報告の結果、国が認定した事業以外の事業に対する支出が行われている等の不適切な状況にあることが判明した場合は、その年度の翌年度以降の認定が取り消され、ixと同様の取扱いとすることを予め承知すること。

#### 【申請様式の記載要領に示された要件】

- 1 事業名：事業の趣旨が明確な名称を記載。
- 2 事業区分：下記の事業分野から選択。  
※複数の事業分類に該当し得る場合は、最も関連性が強いと考えられるものを選択。
- 3 事業の目的・内容：認定を受けようとする事業の目的・内容を端的に記載。
- 4 地方版総合戦略における位置付け：地方版総合戦略において、どの施策に当たる事業であり、基本目標やKPIにどのように寄与するのかを明らかにする程度の記載が必要。
- 5 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標(KPI)）：下記を参考にアウトカムベースの重要業績評価指標(KPI)を設定。

#### <適切と考えられる KPI の例>

- ・雇用者数〇〇人増
- ・移住者数〇〇人
- ・出生数〇〇人 等

#### <不適切と考えられる KPI の例>

- ・住民の満足度を向上
- ・〇〇施設設計計画を策定
- ・補助申請件数〇〇件 等

- 6 事業費：予算書の節の区分ごとに事業費を記載。

※複数の事業を包括するプロジェクトに関し、そのうちの1つの事業を「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として」認定申請を行う場合には、地方創生応援税制を活用する事業の事業費のみ記載。

- ・地域産業の振興 ・観光業の振興 ・農林水産業の振興
- ・ローカルイノベーション ・人材の育成・確保 ・移住・定住促進
- ・生涯活躍のまち ・少子化対策 ・働き方改革
- ・小さな拠点 ・まちづくり  
(コンパクトシティ等)
- ・その他

7 寄附の見込額：申請時点において、1件以上の寄附の見込みが立っている必要がある。また、地域再生計画に記載された内容は公表されるので、個別の社名を記載されることについて企業との関係で差しさわりのある場合には、製紙業、自動車メーカーなどと記載。

8 事業の評価の方法（PDCA サイクル）：効果検証の方法、体制については、行政以外の第三者を参画。

検証時期については、事業完了後、速やかに行われるようにする。また、実施期間が複数年度にわたる事業については、毎年度検証すること。

9 事業期間：事業期間が複数年度の事業を申請する場合は、本税制の適用期限である平成31年度までの事業を申請可能。

#### 【本制度の本町の取り組み】

平成28年度地域再生計画の第38回認定申請（6月17日期限）に対応するよう、該当事業の検討を進めた。

申請事業の要件として、①総合戦略に位置づけられた事業、②8月中旬ごろの認定予定（実際には8月2日認定）、③認定前の事業着手は対象外などがあり、雇用の創出や結婚・出産・子育て支援等の事業から選定し、6月3日期限の事前相談に1案件を提出。

☆子育て定住促進住宅取得奨励事業 予算額 15,000 千円

相談の結果

- ・給付型事業は事業効果の客観的な数値目標が設定しにくい。
- ・地方創生の観点から効果の高い事業を対象としており、再生計画の認定は難しい。

以上の相談結果から、平成28年度の計画申請を断念。